

# 令和2年度

## 岐阜市パートタイム会計年度任用職員採用試験要綱 子ども・若者総合支援センター(家庭児童相談)



### ◆ 申込受付期間

令和2年12月15日(火)～令和3年1月4日(月)

### ◆ 第1次試験日 令和3年1月9日(土)

### ◆ 採用予定日 令和3年2月1日(原則)

(詳細は、「4 採用について」を参照してください。)

## 1 職種及び採用予定数等

| 職種     | 採用予定数 | 職員種別               | 職務内容  |
|--------|-------|--------------------|---|
| 家庭児童相談 | 1人程度  | パートタイム<br>会計年度任用職員 | 児童虐待対応を含む家庭児童相談<br>(通告・相談の受理、家庭訪問等)<br>及びこれに関連する事務に従事 |

## 2 受験資格について

①、②、③の要件を満たす人

- ① 子ども・保護者への相談支援に理解と意欲があり、次のいずれかの資格免許を有する人  
・ 社会福祉士、精神保健福祉士、教員、保育士、保健師、臨床心理士、公認心理師、  
児童指導員任用資格(大学で心理、教育、社会福祉、社会のいずれかに関する学部、  
研究科、学科、専攻を修めて卒業した者等)
- ② 普通自動車免許を有する人
- ③ パソコン(ワープロ及び表計算ソフト)の操作ができる人

また、次に掲げる項目のいずれか(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)に該当する人は応募できません。

- (ア) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (イ) 岐阜市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 受験資格等について

試験に関し、提出していただいた書類への記載内容や口述していただいた内容に虚偽や不正があると、採用される資格を失います。

また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

### 3 受験手続

※受験申込書、受験票及び調査票は、岐阜市ホームページ〈<http://www.city.gifu.lg.jp/>〉の職員採用試験総合案内からプリントアウトすることができます。

※郵送で申込書を請求する場合、封筒の表に「パートタイム会計年度任用職員採用試験（家庭児童相談）申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った受験者の郵便番号・住所・氏名明記の返信用封筒（角型2号）を同封してください。

以下の要領で申し込んでください。

|        |   |
|--------|---|
| 申込書提出先 | 〒500-8813 岐阜市明德町1番地<br>岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”家庭児童相談係  |
| 申込方法   | <p>「岐阜市パートタイム会計年度任用職員採用試験受験申込書（受験票）」及び「調査票」に必要事項を記入のうえ、下記の要領で申し込んでください。<br/>なお、<u>申込時には、受験票に写真を貼らないでください。</u></p> <p><b>ア 郵便で申し込む場合</b></p> <p>① 「受験申込書」から、「受験票」の部分をしていねいに切り取ってください。</p> <p>② 【申込書をホームページから取り出した場合】<br/>切り取った「受験票」を、受験者の宛先を明記した官製はがき又は63円切手を貼ったはがきの裏に、はがれないよう貼り付けてください。<br/>【申込書を郵送で取り寄せた場合・子ども・若者総合支援センターで申込書を受け取った場合】<br/>切り取った「受験票」の裏面に63円切手を貼り、受験者の宛先を記入してください。</p> <p>⑦ 「<b>受験申込書</b>」、②の「<b>受験票</b>」及び「<b>調査票</b>」の<b>3つが全てそろっていることを確認</b>のうえ、上記宛での封筒に入れてください。封筒の表には「<b>パートタイム会計年度任用職員採用試験受験</b>」と<b>朱書き</b>してください。</p> <p>④ <b>特定記録郵便</b>又は<b>簡易書留郵便</b>でお送りください。<br/>※なお、受験票については、<u>受付後、受験者宛てに返送します。</u><br/><u>（1月7日までに受験票が到着しない場合は子ども・若者総合支援センター：家庭児童相談係に連絡ください。）</u></p> <p>※上記において切手や官製はがきの貼り付けがないものは受験受付できません。</p> <p><b>イ 直接申し込む場合</b></p> <p>子ども・若者総合支援センターまで「受験申込書（受験票）」と「調査票」を持参してください。その場で「受験票」を交付します。</p> |
| 申込受付期間 | 令和2年12月15日（火）～令和3年1月4日（月）<br>・郵送の場合：1月4日（月）必着。消印有効ではありませんのでご注意ください。<br>・来庁の場合：開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで<br>（土日及び12月29日～1月3日は、開庁日のため、来庁による受付はできません。）  |

### 4 採用について

- (1) 採用日は、原則として、令和3年2月1日以降です。
- (2) 欠員が生じた場合、補欠合格者の成績上位者から採用します。
- (3) 採用はすべて条件付のものとなり、採用後1か月間を良好な成績で勤務したときにパートタイム会計年度任用職員として正式採用となります。

## 5 試験の日時、会場及び合格者発表

| 日時   | 試験会場                                      | 合格者発表                                     |
|--|---|---|
| <b>令和3年1月9日(土)</b><br><b>午前8時30分受付開始</b><br>午前8時45分 集合<br>午前9時 試験開始<br>正午 終了予定 | <b>岐阜市子ども・若者総合支援センター内</b><br>(岐阜市明徳町11番地) | <b>令和3年1月中旬(予定)</b><br>受験者全員に結果を郵送で通知します。 |

### ※受験時の注意事項

- ◎試験会場及びその周辺は駐車できませんので、自家用車の使用は禁止します。(公共交通機関をご利用ください。)
- ◎試験会場の正面玄関から入場してください。
- ◎道順等については、子ども・若者総合支援センターにお問い合わせください。
- ◎試験会場での喫煙はできません。
- ◎携帯電話の使用は禁止します。(時計代わりとしての使用も認められません。)

## 6 試験の方法

| 試験科目 | 内容                               |
|------|----------------------------------|
| 論文試験 | 子ども・保護者への相談支援について論文方式による試験を行います。 |
| 口述試験 | 人物等について個別面接による試験を行います。           |

## 7 雇用条件等

|         |  |
|---------|--|
| 職員種別    | パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)   |
| 雇用期間    | 原則として採用された年度の末日まで(ただし、継続する場合があります。)  |
| 勤務時間    | 1週 28時間45分   |
| 1日の勤務時間 | 平日の午前9時00分～午後5時15分のうち、週28時間45分<br>月曜日 午前9時00分～午後5時15分(休憩時間は正午～午後1時)<br>残り4日間のうち<br>2日間 午前9時～午後5時15分(休憩時間は正午～午後1時)<br>1日間 午前9時～正午 / 1日間 午後1時～午後5時<br>※時間帯については相談に応じます。  |
| 報酬等     | ・月額：145,900円 ※1 期末手当：年間2.35月分 ※2<br>※1 3段階の報酬体系<br>1号給(145,900円) → 2号給(149,700円) → 3号給(153,800円)<br>次年度以降、継続して任用された場合、勤務成績等により上位の号給に変更となります。<br>※2 期末手当は、所定の基準に従い支給されます。<br>(初年度や在職期間により異なります。)<br>・その他、所定の基準に従い、通勤費が支給されます。 |
| 社会保険    | 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の被保険者となります。  |

注) 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

試験会場案内

岐阜市子ども・若者総合支援センター

岐阜市明徳町 1 1 番地 Tel (058)-269-1615 (直通)

- ・岐阜バス 「市庁舎西口」下車 すぐ
- ・岐阜バス 「岐阜市役所前」下車 西へ徒歩 5分



《申込書提出先・問い合わせ先》

〒500-8813 岐阜市明徳町 1 1 番地  
岐阜市子ども・若者総合支援センター  
家庭児童相談係  
(058) 269-1615 (直通)